

政令第三百八十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する同法第四十二条第一項、第七十三条第一項、第七十六条の六第一項及び第三項、第八十七条第十一項、第八十八条第一項並びに第九十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「登録調査機関」を「登録調査機関等」に改め、同条中「第四十二条第一項」の下に「（法第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

（特定住宅）

第十五条の二 法第七十三条第一項の政令で定める住宅は、一戸建ての住宅とする。

第二十条中「第七十五条第六項」を「第七十五条第七項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定住宅の戸数の要件）

第二十条の二 法第七十六条の六第一項の政令で定める数は、一年間に新築する特定住宅の戸数が百五十戸とする。

（住宅事業建築主に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第二十条の三 法第七十六条の六第三項の審議会等で政令で定めるものは、社会資本整備審議会とする。

第三十一条第一項中「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 国土交通大臣は、法第八十七条第十一項の規定により、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 新築した特定住宅の戸数

二 住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効

率的利用のために特定住宅に必要とされる性能及びその向上に関する事項

2 国土交通大臣は、法第八十七条第十一項の規定により、その職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場又は住宅事業建築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の工事現場に立ち入り、当該特定住宅の外壁、窓等及び当該特定住宅に設ける空気調和設備等並びにこれらに使用する建築材料並びに設計図書、帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十二条中「第八十七条第十一項」を「第八十七条第十三項」に改める。

第三十三条の表に次のように加える。

---

七	法第七十六条の十四第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者
---	--

---

一万六千八百円

第三十四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 法第五章第二節及び第八十七条第十二項の規定に基づく国土交通大臣の権限のうち、その建築物調査の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物調査機関に係るものは、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣

が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(社会資本整備審議会令の一部改正)

第二条 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項」の下に「及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の六第三項」を加える。

第六条第一項の表建築分科会の項第二号中「により」の下に「、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき」を加える。